

平成20年12月25日

東日本高速道路株式会社
関東支社横浜工事事務所
栄東工事長 加藤 健治

【陳情書（写し）】について（回答）

貴会ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素より、弊社事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成20年12月5日付けで弊社社長宛提出された「陳情書」について、以下のとおり回答いたします。

なお、社長に提出されておりますが、高速横浜環状南線の事業についての内容であるため、事業を担当しております当職より回答致します。

(1)現在の緑豊かで閑静な庄戸地区の環境を保全するために高速道路横浜環状南線の「環状4号線下越えトンネル化」を庄戸住民の決意として別添署名簿にて陳情します。

東日本高速道路(株)では、環境への取り組みを重要課題と位置付け、沿道の生活環境や自然環境の保全の取り組みを進めているところです。

横浜環状南線の線形は、交通の安全性、円滑性、経済性、および施工、維持管理などを勘案して都市計画決定されたと判断しており、現計画に対する「環境影響評価書」及び平成16年に実施された「環境影響の照査」においても環境保全目標が達成されると評価されているところです。

以上を踏まえた上で、諸基準の遵守はもちろんのこと、現在の緑豊かで閑静な庄戸地区の環境を保つことができるよう、環境保全に万全を尽くしてまいります。

(2)東日本高速道路(株)(中略)は、庄戸住民の合意なくしてこの道路計画を強引に進めないよう強く要望します。

横浜環状南線は、平成17年3月の事業評価監視委員会で「事業継続」の審議結果を得、平成18年9月に公表された国の「目標宣言プロジェクト」において、平成27年度を開通目標とし、徹底した事業進捗管理のもとで進めていくこととされております。また、首都圏3環状道路を形成する道路として早期整備が求められており、地域の皆様からも早期開通を望む声が多数寄せられているところです。

このため、所要の調査・設計等を行いつつ、貴会をはじめとした住民の皆様との話し合いを行い、事業の理解が得られるよう努めてまいります。

なお、「住民との合意の必要性」については、平成20年(ワ)第531号ボーリング工事差止請求事件 横浜地裁において、『事業者が事業を継続していく中で努力すべき事項なのであり、住民との合意が事業継続の前提条件となるものではない。』との判決が為されていることを申し添えます。

(3) また、上記の事業者は、今後とも更なる誠意をもって庄戸住民との協議を継続することを要望します。

(2) の回答に同じ。

ご理解の程よろしく願いいたします。また貴会会員の皆様によろしくお伝え頂きますようお願い申し上げます。

以 上